

# 4. 簡素化の内容

## 簡素化内容の一覧〈目次〉

番号	内 容		
①	押印廃止	P7上	会社及び技術者等の押印廃止
②	コリンズ登録	P7下	発注者のデータを入力すれば、発注者への提示や提出は不要
③	施工計画書(1)	P8上	施工計画書は、施工方法が確定した段階で提出
④	施工計画書(2)	P8下	施工計画書の「工事内容」は、金抜き設計書を使用してよい
⑤	施工計画書(3)	P9上	維持工事等の簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事は施工計画書(簡易版)として一部省略可
⑥	施工計画書(4)	P9下	①工事内容の軽微な変更は、変更施工計画書の提出は不要 ②当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要
⑦	施工体制台帳	P10上	作成対象は建設業のみ。資材業者等は記載義務無し。
⑧	工事打合せ簿	P10下	工事打合せ簿(協議)は事実が確認できる資料のみ
⑨	材料使用承認願	P11上	再生切込碎石で「かごしま認定リサイクル製品」を使用する場合は、「認定証」を提示するのみ
⑩	段階確認・立会	P11下	監督職員等が臨場する場合、確認状況写真の撮影は不要
⑪	休日・夜間作業届	P12上	休日・夜間作業届出は、口答、電子メール等による連絡でよい
⑫	パトロール	P12下	年末・年始など長期休暇時の現場パトロールは不要
⑬	安全・訓練の報告	P13上	安全・訓練等の実施状況報告書は、完成書類に含めての提出でよい
⑭	工程能力図	P13下	出来形管理の測定点が20点未満の工種は工程能力図は不要
⑮	工事写真(1)	P14上	使用材料写真のJIS製品・協会製品は、規格とマークの写真のみでよい
⑯	工事写真(2)	P14下	産業廃棄物の運搬状況写真と運搬車両の両側面へのステッカー表示確認の写真は不要
⑰	工事完成書類	P15上	書類の見栄えが工事成績評価に影響することはありません



### ③ 施工計画書(1)

施工計画書は**施工方法が確定した段階で提出すればよい**

- ※ 災害対応,概算数量発注であって当初契約と実際の施工方法が合わない場合は, **施工方法が決定してから施工計画書を作成し提出**してよい。
- ※ ただし, **特記仕様書に定めがある場合は,着手までに提出必要**。



#### 【土木工事共通仕様書 1-1-1-4 施工計画書】

##### 1. 一般事項

受注者は**工事着手前又は施工方法が確定した時期**に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等についての施工計画書を監督職員に提出しなければならない。

受注者は, 施工計画書を遵守し工事の施工にあたらなければならない。

この場合, 受注者は, 施工計画書に以下の事項について記載しなければならない。また, 監督職員がその他の項目について補足を求めた場合には, 追記するものとする。ただし, 受注者は維持工事等簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事においては監督職員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる。

#### 【土木工事共通仕様書 1-1-1-8 工事着手】

受注者は, **特記仕様書に工事に着手すべき期日について定めがある場合**には, その期日までに工事着手しなければならない。

### ④ 施工計画書(2)

施工計画書の「工事内容」は, **金抜き設計書**を使用してよい

- ※ 別途に表の作成は不要



(記載例)

工事概要	
工事名	〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工事場所	〇〇市〇地先～〇〇市〇地先
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契約年月日	平成〇年〇月〇日
工期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発注者	〇〇地域振興局 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
請負者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇市〇〇-〇〇〇

(記載例)

工事概要	
工事名	〇〇工事
河川または路線名	一般国道〇〇〇号
工事場所	〇〇市〇地先～〇〇市〇地先
請負代金	〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円
契約年月日	平成〇年〇月〇日
工期	自平成〇年〇月〇日～至平成〇年〇月〇日
発注者	〇〇地域振興局 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
請負者	〇〇建設株式会社 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇
	所在地 〇〇県〇市〇〇-〇〇〇
	〇〇作業所 TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 所在地 〇〇県〇市〇〇-〇〇〇

工事内容							
工事区分	工種	種別	細別	単位	数量	摘要	
道路改良	土工	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23	
			擁壁工	1号擁壁工	m	40	
				2号擁壁工	m	25	
				ブロック横工	m <sup>2</sup>	200	
				路盤工			
				下層路盤工	m <sup>2</sup>	700	
				上層路盤工	m <sup>2</sup>	700	
				舗装工	表層工	m <sup>2</sup>	700
				仮設工			
				式		1	

本工事費内訳表							
区分	品名	単位	数量	単価	金額		
道路改良	基礎工	既製杭工	鋼管杭打設	本	23		
			擁壁工	1号擁壁工	m	40	
				2号擁壁工	m	25	
				ブロック横工	m <sup>2</sup>	200	
				路盤工			
				下層路盤工	m <sup>2</sup>	700	
				上層路盤工	m <sup>2</sup>	700	
				舗装工	表層工	m <sup>2</sup>	700
				仮設工			
				式		1	

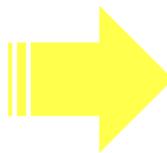
## ⑤ 施工計画書(3)

維持工事等の簡易な工事や災害復旧の応急工事など緊急を要する工事は記載内容の一部省略可

### 施工計画書

- (1) 工事概要
- (2) 計画工程表
- (3) 現場組織表
- (4) 指定機械
- (5) 主要船舶・機械
- (6) 主要資材
- (7) 施工方法  
(主要機械, 仮設備計画, 工事用地等を含む)
- (8) 施工管理計画
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応
- (11) 交通管理
- (12) 環境対策
- (13) 現場作業環境の整備
- (14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法
- (15) 法定休日・所定休日(週休2日の導入)
- (16) その他

監督員の承諾を得て記載内容の一部を省略することができる



### 例) 維持工事などの施工計画書

※4つの必須項目

- (1) 工事概要
- (7) 施工方法  
(主要機械, 仮設備計画, 工事用地等を含む)
- (9) 安全管理
- (10) 緊急時の体制及び対応など

+

必須項目以外に現場条件等により必要が生じた項目



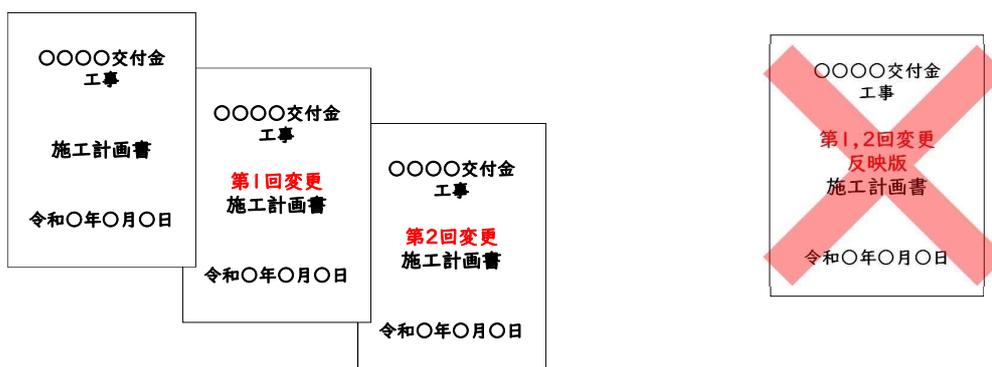
## ⑥ 施工計画書(4)

- ① 工事内容の軽微な変更は, 変更施工計画書の提出は不要
- ② 当初の施工計画書と合わせた全体版の作成は不要

① 「工事内容の軽微な変更」とは, 数量のわずかな増減等, 施工計画に大きく影響しないものをいう。

(例) 工期末の精算変更, 工期のわずかな変更, 現場代理人等の変更に伴う組織表の変更

② 変更が生じた場合に, 変更箇所のみを第1回変更, 第2回変更...と作成するが, 一覧の変更経緯を含め, 一つの施工計画書として取りまとめたものは作成不要



## ⑦ 施工体制台帳

### 作成対象は建設業のみ

- ※ 施工体制台帳等に記載すべき下請負人の範囲は、「建設工事の請負契約(注)における全ての下請負人を指す。」
- ※ 建設業者以外の者で、建設工事の完成を請け負っていない資材運搬業者・警備業者等については、**施工体制台帳への記載は不要、施工体系図への記載は必要。**



(注) 建設工事の請負契約とは、報酬を得て建設工事(29業種)の完成を目的として締結する契約を指す。

#### 1 施工体制台帳の作成範囲



## ⑧ 工事打合せ簿

### 工事打合せ簿(協議)は事実が確認できる資料のみ

- ※ 事実が確認できる資料なので、**根拠資料(基準書のコピー)等は提出不要**。必要に応じ照査範囲を超える資料作成を受注者に指示する場合は、**発注者は必要な費用を負担しなければならない。**



#### 【土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等】 2.設計図書の照査

受注者は施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督職員に**その事実が確認できる資料を提出し、確認を求めなければならない。**なお、**確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。**また、受注者は、監督職員から更に詳細な説明または資料の追加の要求があった場合は従わなければならない。

ただし、設計図書の照査範囲を超える資料の作成については、契約書第19条によるものとし、監督職員からの指示によるものとする。

# ⑨ 材料使用承認願

再生切込碎石で「かごしま認定リサイクル製品」を使用する場合は、「認定証」を提示または提出する

※ 再生切込碎石を使用する場合、材料使用承認願の資料として、環境林務部廃棄物リサイクル対策課が交付する「認定書」を監督職員に提示または提出する



「認定証」サンプル

第4号様式 (第6条関係)

認定番号 鹿リ認第〇〇〇〇

かごしま認定リサイクル製品認定証

製品名: RC-4-O  
(品目: 土木建築用砕石)

製造者: 株式会社〇〇〇〇

所在地: 〇〇〇〇

法人代表者 代表取締役 〇〇〇〇

上記の製品は、かごしま認定リサイクル製品認定制度実施要綱第6条により認定された製品であることを証明する。  
令和元年10月7日

鹿児島県知事 三反園 謙 鹿児島県知事印

認定の年月日	令和元年10月7日
認定の有効期限	令和7年3月31日
製造事業所及び所在地	〇〇〇〇
製品の原材料となる産業廃棄物の種類	がれき類
配合の比率	コンクリート塊100%
審査に用いた品質基準	鹿児島県土木工事共通仕様書(「第2編材料編 第3章土木工事材料 第3章砕石」)及び「第3編土木工事共通仕様 第2章一般施工 第6節一般舗装工 3-2-1-1アスファルト舗装の材料」の再生砕石及び下層舗装材の適合条件
主な用途	路盤材、基礎材、裏込材、埋戻材
その他	認定リサイクル製品の製造・加工の工程については、鹿児島県ホームページ及び「株式会社〇〇〇〇 認定リサイクル製品認定制度実施要綱」のホームページにおいて掲載

【認定制度担当部署】  
鹿児島県環境林務部  
廃棄物・リサイクル対策課  
(リサイクル係)

かごしま認定リサイクル製品



鹿児島県 令和5年4月

「かごしま認定リサイクル製品」認定制度

鹿児島県では、県内で発生される産業廃棄物を原材料として、県内の業者が県内で製造する製品で、安全性・品質・産業廃棄物の配合等の要件(課外)を具備した製品を「かごしま認定リサイクル製品」として認定し、その品質を確保するため、産業廃棄物の発生抑制、資源リサイクルの向上、リサイクル産業の育成・発展を図り、環境社会の形成を促進することとしています。

◆ 認定要件

次の要件全てを満たす必要があります。

- ① 原材料として、県内で発生した産業廃棄物を使用していること
- ② 品質確保のための必要品質試験を県内の業者で実施されていること
- ③ 製造業者として、認定申請していること
- ④ 品質基準があるが、認定後1月以内の販売の計画であること
- ⑤ 認定書(安全性・品質)を提出していること

◆ 認定基準(安全性・品質)

区分	認定基準
特別管理廃棄物	産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する特別管理一般廃棄物、同条第2項に規定する特別管理産業廃棄物等として扱われていること
有害物質	ア 環境基本法(平成9年法律第91号)第16条第1項の規定による土壌の汚染に係る標準値(排出値)を満たしていること イ 土壌汚染対策法(昭和56年法律第149号)第11条第1項(排出値)及び第2項(有害物質)の規定による基準を満たしていること
ダイオキシン類	ダイオキシン類特別措置法(平成11年法律第149号)第12条の規定により定められた、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る標準値(排出値)を満たしていること イ 排出値(排出値)及び第2項(有害物質)の規定による基準を満たしていること
品質	ア 鹿児島県産物品物年産産出方針に、品質向上に関する基準が規定されている場合は、その基準を満たしていること イ 日本産業規格(JIS) ロ 国土交通省認定基準 ハ 国土の総合的開発等が定める基準 ニ 本県建設科については鹿児島県土木工事共通仕様書等、県の土木工事一般仕様(産業廃棄物の基準)を適合していること
産業廃棄物の配合率	製品種類ごとに別に定める率の産業廃棄物を原材料として使用していること

# ⑩ 段階確認, 材料確認, 確認・立会

監督職員等が臨場する場合、確認状況写真の撮影は不要

※ 監督職員等が段階確認等を実施している状況写真の撮影は不要。  
※ 遠隔臨場で実施した場合も、記録と保存は不要。

「遠隔臨場事例集」の作成依頼を受けた場合は、状況写真の提出を御協力をお願いします。



確認状況写真は不要



## 遠隔臨場事例集

鹿児島県 (久次根市) 地方特定道路整備工事 (橋之浦R4-1工区)

試行工事概要	試行内容																	
<table border="1"> <tr> <td>工程</td> <td>R4-2.5R-R5.1R.1R</td> </tr> <tr> <td>試行期間</td> <td>R5.4.1-R5.10.1R</td> </tr> <tr> <td>工事内容 (主工事)</td> <td>橋下下部工 形式橋台</td> </tr> <tr> <td>発注者</td> <td>鹿児島県</td> </tr> <tr> <td>受注者</td> <td>丸久建設 株式会社</td> </tr> </table>	工程	R4-2.5R-R5.1R.1R	試行期間	R5.4.1-R5.10.1R	工事内容 (主工事)	橋下下部工 形式橋台	発注者	鹿児島県	受注者	丸久建設 株式会社	<table border="1"> <tr> <td>映像と音声の「記録」に 対応したシステム ※ 土曜日のシステム</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>「記録」スマートフォン</li> <li>「映像」動画撮影機(カメラ)</li> <li>「音声」録音機(SHIMIZU 株式会社録音システム)</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>現場毎による撮影項目</li> <li>作業状況</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場ソフトを使用し、電子承認申請システムを併用して管理することにより、業務の効率化を図った。</li> </ul> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【立会状況 (現場側)】</li> <li>【現場施工状況の確認】</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>【立会状況 (監督側)】</li> <li>【電子承認との一元化】</li> </ul> </td> <td> <p>(現場の声)</p> <p>●監工者 (受注者) (映像) 会社と現場とを結ぶことで、日報の活用が促された。 (音声) 現場で確認が必要な箇所、撮影してシステムで報告へ送信ができるため、状況が伝わりやすくなった。 (課題) 遠隔確認が難しい場合は、直接現場へ確認しなくてはならないので費用負担が増大する。</p> <p>●監督員 (発注者) (映像) 業務に慣れないから立ち会いが必要であり、特に遠隔での確認では大幅な業務の負担増となった。 (音声) 現場で確認が必要な箇所、撮影してシステムで報告ができることで、立ち会いの負担が軽減された。 (課題) 立ち会いがなくなったことで、先着順や上回にその場で確認が可能な場合、現場での確認が滞りやすくなる。移動中の交通量が多い状況が確認できる。</p> <p>(課題) 現場側が映像の撮影、音声の録音とデータ管理の負担が増える。現場側が一時的に業務の負担が増えることがあった。</p> </td> </tr> </table>	映像と音声の「記録」に 対応したシステム ※ 土曜日のシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>「記録」スマートフォン</li> <li>「映像」動画撮影機(カメラ)</li> <li>「音声」録音機(SHIMIZU 株式会社録音システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場毎による撮影項目</li> <li>作業状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場ソフトを使用し、電子承認申請システムを併用して管理することにより、業務の効率化を図った。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立会状況 (現場側)】</li> <li>【現場施工状況の確認】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立会状況 (監督側)】</li> <li>【電子承認との一元化】</li> </ul>	<p>(現場の声)</p> <p>●監工者 (受注者) (映像) 会社と現場とを結ぶことで、日報の活用が促された。 (音声) 現場で確認が必要な箇所、撮影してシステムで報告へ送信ができるため、状況が伝わりやすくなった。 (課題) 遠隔確認が難しい場合は、直接現場へ確認しなくてはならないので費用負担が増大する。</p> <p>●監督員 (発注者) (映像) 業務に慣れないから立ち会いが必要であり、特に遠隔での確認では大幅な業務の負担増となった。 (音声) 現場で確認が必要な箇所、撮影してシステムで報告ができることで、立ち会いの負担が軽減された。 (課題) 立ち会いがなくなったことで、先着順や上回にその場で確認が可能な場合、現場での確認が滞りやすくなる。移動中の交通量が多い状況が確認できる。</p> <p>(課題) 現場側が映像の撮影、音声の録音とデータ管理の負担が増える。現場側が一時的に業務の負担が増えることがあった。</p>
工程	R4-2.5R-R5.1R.1R																	
試行期間	R5.4.1-R5.10.1R																	
工事内容 (主工事)	橋下下部工 形式橋台																	
発注者	鹿児島県																	
受注者	丸久建設 株式会社																	
映像と音声の「記録」に 対応したシステム ※ 土曜日のシステム	<ul style="list-style-type: none"> <li>「記録」スマートフォン</li> <li>「映像」動画撮影機(カメラ)</li> <li>「音声」録音機(SHIMIZU 株式会社録音システム)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現場毎による撮影項目</li> <li>作業状況</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>作業現場ソフトを使用し、電子承認申請システムを併用して管理することにより、業務の効率化を図った。</li> </ul>															
<ul style="list-style-type: none"> <li>【立会状況 (現場側)】</li> <li>【現場施工状況の確認】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【立会状況 (監督側)】</li> <li>【電子承認との一元化】</li> </ul>	<p>(現場の声)</p> <p>●監工者 (受注者) (映像) 会社と現場とを結ぶことで、日報の活用が促された。 (音声) 現場で確認が必要な箇所、撮影してシステムで報告へ送信ができるため、状況が伝わりやすくなった。 (課題) 遠隔確認が難しい場合は、直接現場へ確認しなくてはならないので費用負担が増大する。</p> <p>●監督員 (発注者) (映像) 業務に慣れないから立ち会いが必要であり、特に遠隔での確認では大幅な業務の負担増となった。 (音声) 現場で確認が必要な箇所、撮影してシステムで報告ができることで、立ち会いの負担が軽減された。 (課題) 立ち会いがなくなったことで、先着順や上回にその場で確認が可能な場合、現場での確認が滞りやすくなる。移動中の交通量が多い状況が確認できる。</p> <p>(課題) 現場側が映像の撮影、音声の録音とデータ管理の負担が増える。現場側が一時的に業務の負担が増えることがあった。</p>																